日本の規約

目次

第一章はじめに 4
1.1 ディストリビューターは個人事業主 4
1.2 債務や強制的な購入の禁止 4
第二章 製品販売 5
2.1 禁止されている場所 5
2.2 領収書と記録の保持 5
2.3 お客様への返金保証 5
2.4 10 カスタマー 6
2.5 70%ルール 6
2.6 高圧的な販売 6
2.7 再販目的のある第三者への販売 6
2.8 ラベルや印刷物、セールスエイドの表記の書き換え 6
第三章 広告 7
3.1 主張 7
3.2 オンラインでの販売 7
3.3 プレミアムカスタマープログラムの宣伝 7
3.4 ハーバライフの知的財産の使用について 8
3.5 放送の禁止 8
第四章 セールス・マーケティングプランの基本 9
4.1 ディストリビューターシップは一人に一つ 9
4.2 適切な購入 9
4.3 セールス＆マーケティングプランの操作 9
4.4 ビジネスを補佐する他者に対する責任 9
4.5 無活動期間 9
第五章 スポンサリングとリーダーシップ 11
5.1 TAB チーム プロダクションボーナス同意申請書 11
5.2 トレーニング 11
5.3 妨害禁止 11

5.4 ハーバライフとの関連 11
5.5 他社のビジネス機会の勧誘 11
5.6 見込み客および紹介 11
5.7 営利を目的としないビジネスツール 12
第六章 ニュートリションクラブとオフィス 13
6.1 コマーシャルクラブの登録 13
6.2 複数のクラブ運営 13
6.3 クラブ開設と運営の助言に対する報酬の禁止 13
6.4 クラブの責任者 13
6.5 クラブ開催スペースの共有 14
6.6 製品の提供 14
6.7 配達（デリバリー）の禁止 14
6.8 営利目的のクラブ譲渡売却の禁止 14
6.9 ニュートリションクラブ名と看板 14
第七章 海外におけるビジネス 16
7.1 事業開始をしていない国や地域における活動 16
7.2 製品の輸出禁止 16
7.3 中国での活動 16
7.4 活動禁止の国と地域 16
第八章 行動規範 17
8.1 規則および法令遵守 17
8.2 ハーバライフへの虚偽の無い提出とコミュニケーション 17
8.3 ハーバライフの評判およびイメージの維持 17
8.4 嫌がらせ及び差別および不適切な行為 17
8.4 競業避止 17
第九章 管理規則 19
9.1 ディストリビューターシップ 19
9.1.1 ディストリビューターシップ年間登録更新料 19
9.1.2 ディストリビューターシップの年齢制限 19
9.1.3 配偶者、ライフパートナーの承認 19
9.2 ディストリビューターシップの移転 20
9.2.1 ディストリビューターシップの譲渡、販売、移転 20
9.2.2 売却、譲渡、移転はハーバライフディストリビューターではない個人のみ可能 20
9.2.3 ステータスと利益 20
9.2.4 移転後の責任 21
9.3 離別、離婚、ライフパートナーとの関係解消 21

9.3.1 新しいディストリビューターシップの開設方法 21
9.3.2 元のディストリビューターシップの修正要請 23
9.3.3 他のスポンサーの下で活動を始める/ 別のディストリビューターシップで活動を始める場合 24
9.3.4 離婚やライフパートナー解消とハーバライフのセールス＆マーケティングプラン 25
9.4 相続 27
9.5 ディストリビューターの解約 27
9.6 製品の買い戻し 28
9.7 消費者への販売 29
9.8 支払いと清算 29
9.9 スポンサーラインの維持 29
9.9.1 スポンサーの修正 29
9.9.2 スポンサーの変更申請 30
9.10 施行手続き 31
9.10.1 申立手続 31
9.10.2 審理 32
9.10.3 制裁 32
9.10.4 再審の請求（ディストリビューターシップの停止に関わらない場合） 33
9.10.5 ディストリビューターシップの終了 33
9.10.6 ディストリビューターシップ終了への抗議 34
9.11 その他の法規定 34
9.11.1 損害補償 34
9.11.2 権利放棄と遅延 35
9.11.3 法における分離 35
9.11.4 法と管轄の選択 35
9.1.6 メンバー同士の賠償請求 35
9.12 個人情報とデータの保護 36
9.13 定義 38

第一章はじめに

1.1 ディストリビューターは個人事業主

ディストリビューターは個人事業主です。ディストリビューターは、ハーバライフまたは他のディストリビューターの従業員、フランチャイズまたは代理店ではありません。スポンサーは、他のディストリビューターまたはそのダウンラインに属していることをもって、他のディストリビューターまたはそのダウンラインを従業員のように扱ってはなりません。

スポンサーが他のディストリビューターと雇用関係を有する場合、当該スポンサーは、全ての雇用法を遵守しなければなりません。

雇用された従業員は、ディストリビューターとしての活動に関与してはなりません。

1.2 債務や強制的な購入の禁止

負債の発生を助長する行為、またはハーバライフ ディストリビューターパック（HDP）以外の購入を要求する行為は禁止されています。HDP は実費相当額以下で提供されなければならず、いかなる上乗せまたは利益を得ることも認められません。

第二章　製品販売

2.1 禁止されている場所

ディストリビューターは、市場(マーケット)（アウトドアまたはインドア）、薬局、キオスク、ブース（仮設または常設）、スワップ ミート、フリーマーケット、フードトラック、輸送用コンテナ、レストラン、飲食店、小売店、またはこれらに類する場所でハーバライフ製品を販売することはできません。

ハーバライフが、ハーバライフディストリビューターによって購入された製品がこれらの禁止されている場所で展示または販売されていることを発見した場合、そのディストリビューターは責任を負い、結果を受け入れ、ハーバライフの裁量で決定する制裁を受け入れなければなりません。さらに、ディストリビューターは将来発生する可能性のある法的請求からハーバライフを免責することに同意します。

サービスを提供する施設については、独立した屋内空間である場合に限り認められます。

ハーバライフビジネス活動において許可・制限・禁止される場所の詳細については、MyHerbalife 上に掲載されている「**販売●活動場所の一覧表**」を参照してください。

2.2 領収書と記録の保持

ディストリビューターは販売の都度、各顧客に対し、完全な情報が記載された領収書を発行し、全ての領収書およびその他の製品流通の記録のコピーを 2 年間保管しなければなりません。

2.3 お客様への返金保証

ディストリビューターは、顧客に対し 30 日間の返金保証を提供しなければなりません。
お客様には送料および手数料を含む全額返金、または他のハーバライフ製品と交換を提案しなければなりません。

ディストリビューターは、プレミアムカスタマーが返金を求めた場合、ハーバライフでの手続きを案内しなければなりません。

2.4　10 **カスタマー**

ディストリビューターは、1 カ月間 に 10 人以上の顧客に対して販売したことを証明しなければなりません。顧客とは、以下のものを指します：

- 小売のお客さま
- ファーストラインのプレミアムカスタマー：
- ダウンラインディストリビューターがいないファーストダウンラインディストリビューターへの 200PPV までの製品販売は、小売顧客への販売と数えることができます。

2.5　70**%ルール**

収入を得るためには、1 カ月に購入した製品ボリュームの 70%以上を販売したことを適時に証明しなければなりません。

2.6 **高圧的な販売**

ディストリビューターは、顧客、プレミアムカスタマーおよびディストリビューターに対し、高圧的な販売行為を行うことはできません。

2.7 **再販目的のある第三者への販売**

ディストリビューターは、ハーバライフ製品をディストリビューター以外の者に転売するために販売、または提供することはできません。

2.8 **ラベルや印刷物、セールスエイドの表記の書き換え**

ディストリビューターは、ハーバライフ製品のラベル、印刷物、資料、または包装を修正したり、改ざんしてはなりません。ディストリビューターは、ハーバライフ製品を再包装してはならず、また、再販用ラベルが貼付されていない 個々のハーバライフ製品を販売してはなりません。

第三章　広告

3.1 **主張**

主張または表明とは、ハーバライフ製品、ハーバライフのビジネスの機会、またはそれらの恩恵に関する声明、ストーリー、イメージ、またはビデオを指します。ディストリビューターは、以下を条件として、主張をすることができます：

- 真実であり、誤解を招くものでなく、かつ書面により裏付けられていること。
- 適用される全ての規則および法律を遵守していること。
- 製品ラベルに従っていること。
- 治療、疾病または医療に関する主張を行わないこと。
- 収入または雇用機会の保証を暗示しないこと。
- 法外な収入や贅沢なライフスタイルを暗示または表現しないこと。

ハーバライフは、本規約、適用法に違反する、またはハーバライフのブランドもしくはイメージを害する主張の削除を要求する権利を留保します。

3.2 **オンラインでの販売**

ディストリビューターは、ハーバライフが提供するプラットフォームを使用する場合のみ、製品をオンラインで販売することができます。

ハーバライフが、ハーバライフのディストリビューターによって購入された製品をハーバライフが制作したウェブサイト以外のオンラインプラットフォームで販売されていることが発覚した場合、そのディストリビューターは責任を負い、結果を受け入れ、ハーバライフの裁量で実施する制裁を受け入れなければなりません。
さらに、ディストリビューターは将来発生する可能性のある法的請求からハーバライフを免責することに同意します。

3.3 **プレミアムカスタマープログラムの宣伝**

ディストリビューターは、プレミアムカスタマープログラムを一般の人々に対して、広告、マーケティング、その他いかなる方法でも宣伝してはなりません。

3.4 **ハーバライフの知的財産の使用について**

ハーバライフは、以下の場合に限り、ディストリビューターに対し、ハーバライフの著作権に係るマテリアルを使用できるようにし、以下の場合に限り、ハーバライフの商標の使用について、取消可能な限定的ライセンスを付与します：

- ハーバライフ製品またはビジネス機会の販売促進のみに使用されること。
- ハーバライフが所有するアセットは当社の認定プラットフォームからダウンロードされること
- テキスト、画像および商標がいかなる方法においても修正、切り取りまたは**改変**されていないこと。
- ハーバライフが所有するマテリアルがハーバライフの所有物であることを表明すること。
- いかなる広告においても、マーク・ヒューズの名前、または画像を使用しないこと。
- いかなるウェブサイトのドメイン名、レジストリ、または外部サインにもこれらを使用しないこと。
- ハーバライフから要求があった場合、いかなる著作権または商標の使用も中止すること。
- ディストリビューターが良好な地位を維持すること。

ハーバライフがディストリビューターに企業秘密を開示した場合、ディストリビューターは、その企業秘密を守秘し、解約またはディストリビューターシップの終了後であっても、その企業秘密を開示しないこと。

ディストリビューターは、ハーバライフビジネスに関連して、他者または他団体の所有する音声、映像、商標、会社名、製品名、またはグラフィックを、当該所有者の承認を得ずに使用することはできません。

3.5 **放送の禁止**

ディストリビューターは、テレビ、ラジオまたはこれらに類似する媒体において、放送または広告を行うことはできません。

第四章　セールス・マーケティングプランの基本

4.1 ディストリビューターシップは一人に一つ

一個人は、相続ポリシーで認められている場合を除き、1 つのハーバライフディストリビューターシップでのみ活動することができます。ディストリビューターは、プレミアムカスタマーを兼ねることはできません。婚姻またはライフパートナーシップを締結した時点で、両者がスーパバイザーレベルであった場合を除き、夫婦およびライフパートナーは、同一のディストリビューターシップのもとで活動しなければなりません。

4.2 適切な購入

スーパバイザーではないディストリビューターは、ハーバライフ、スポンサー、またはファーストアップラインの認定済スーパバイザーから直接ハーバライフ®製品を購入することができます。ディストリビューターは、他のディストリビューターの名前で注文を行い、または代金を支払うことはできません。唯一の例外は、スーパバイザーがスーパバイザー以外の人のために注文する場合で、それはその購入がスーパバイザー自身の個人的な数量とみなされるためです。

認定済スーパバイザーは、当社からのみ直接製品を購入することができます。

4.3 セールス＆マーケティングプランの操作

ディストリビューターは、セールス ＆ マーケティングプランを操作することはできません。

4.4 ビジネスを補佐する他者に対する責任

ディストリビューターは、配偶者、ライフパートナー、または業者によってディストリビューターに提供されるサービスを含む、ディストリビューターのビジネスに協力する者の行為に責任を負います。

4.5 無活動期間

異なるスポンサーの下で新しいディストリビューターシップ申請書および同意書に署名する予定のディストリビューターは、スーパバイザー以下は 1 年間、またはワールドチーム以上は 2 年間の待機期間が必要

であり、その間はディストリビューターとしての活動を行うことはできません。

この要件は、以前の登録者（以前のディストリビューター、配偶者、ライフパートナー、またはディストリビューターとしての活動をサポートしていた個人）にも適用されます。

プレミアムカスタマーについては、以下のいずれかの待機期間を満たさなければなりません。

- 注文実績がない場合：90 日間の待機期間
- 最終注文日から：180 日間の待機期間

幇助またはその他の方法によって、活動停止期間を回避しようとするいかなる試みも禁止されます。

第五章　スポンサリングとリーダーシップ

5.1 TAB **チーム プロダクションボーナス同意申請書**

TAB チームに達成したディストリビューターは、プロダクションボーナスを受け取る前に、TAB チーム プロダクションボーナス同意申請書に署名しなければなりません。

5.2 **トレーニング**

スポンサーは、ダウンラインのディストリビューターに対してトレーニングを提供する責任を負いますが、その対価を得ることはできません。

5.3 **妨害禁止**

ディストリビューターは、他のディストリビューターの活動を妨害することはできません。

5.4 **ハーバライフとの関連**

ディストリビューターは、ハーバライフが宗教的、政治的または社会的信条、いかなる団体（ハーバライフが加盟している団体を除く）、またはその他のいかなる事業と関連していると示唆してはなりません。

5.5 **他社のビジネス機会の勧誘**

ディストリビューターは、他のディストリビューターまたはプレミアムカスタマーに対し、他のマルチレベルマーケティング（MLM）のビジネス機会、ダイレクトセリングまたはネットワークマーケティングに関する製品、ならびにハーバライフ製品と競合するいかなる製品についても、販売または勧誘を行ってはなりません。

5.6 **見込み客および紹介**

ディストリビューターは、見込み客または紹介を購入、販売、またはその他の方法により取引してはなりません。ただし、自らの利用のために見込み客または紹介を創出すること、またはこれらを無償で他者に提供することは認められます。
ディストリビューターは、以下の事項を確実に満たすことなく、見込み客を自動的、体系的、またはその

他の方法によりダウンラインのディストリビューターに提供してはなりません。

当該見込み客が、別の（ダウンライン）ディストリビューターによって顧客関係が管理されることについて、事前または同時に認識し、同意していること。
見込み客の提供を受けたダウンラインディストリビューターが、販売管理、フォローアップおよび顧客関係の維持について一切の責任を負うこと。

5.7 **営利を目的としないビジネスツール**

ディストリビューターは、他のディストリビューターにビジネスツールを販売することで利益を得ることはできず、ハーバライフは、本規約もしくはまたは法律に違反するビジネスツール、またはハー バライフの評判またはもしくはイメージを毀損するビジネスツールの販売もしくはまたは使用を禁止する権利を有します。

第六章 ニュートリションクラブとオフィス

6.1 コマーシャルクラブの登録

ディストリビューターは、以下の条件を満たさない限り、非居住用の場所でリース契約を結んだり、クラブを開設したりすることはできません。

- ディストリビューターとして少なくとも 90 日間活動していること
- 知識豊富なアップラインディストリビューターまたは地域のハーバライフトレーニング イベントを通じてトレーニングを受けていること。
- 立地、看板案、その他の事項に関してハーバライフが要求するプロセスを完了していること。
- ハーバライフにクラブの所在地を登録していること

6.2 複数のクラブ運営

ディストリビューターは、クラブを運営する目的で、3 ヶ所以上のクラブを運営すること、または 3 ヶ所以上のクラブとリース契約を締結することはできません。

6.3 クラブ開設と運営の助言に対する報酬の禁止

ディストリビューターは、トレーニング規程に定める場合を除き、他のディストリビューターに対し、クラブの開設または運営に関する援助または助言に対して料金を請求してはなりません。

6.4 クラブの責任者

クラブは、1 人のディストリビューターがクラブの主要運営者として指名され、クラブ運営のすべてに責任を持ち、監督する必要があります。

クラブの主要運営者は、自分が不在のときに責任者として他のディストリビューターを指名しなければなりません。

6.5 クラブ開催スペースの共有

クラブ運営者は、他のディストリビューターに対し、クラブの利用にかかる費用の範囲内でのみ料金を請求することができ、利益を得ることを目的としてはなりません。
クラブ内のスペースをサブリース（転貸）するすべてのディストリビューターは、コマーシャル・ニュートリションクラブに関する要件を満たさなければなりません。

6.6 製品の提供

ディストリビューターは、ニュートリショ ンクラブで提供される製品を、許容される調理方法に従って調理し、製品ラベルおよびアレルゲン情報を、顧客の要求に応じて提供しなければなりません。製品ラベルに従って調製されていない場合、製品の主張を行うことはできません。
クラブで提供、販売、宣伝できるのは、ハーバライフ製品および果物、野菜、香料などのアドオンのみです。個々のタブレットを販売または提供することはできず、再包装された乾燥製品を販売することも禁止されています。

6.7 配達（デリバリー）の禁止

ディストリビューターは、次のことを行ってはなりません：
-顧客に消費物（ドリンク類）を配達する事
-Uber Eats、Grubhub 等の第三者デリバリーサービスを利用すること。
-ドライブスルーまたウォークアップウインドウによる顧客へのサービス。

6.8 営利目的のクラブ譲渡売却の禁止

リースの譲渡
営利を目的としたクラブの譲渡は禁止されています。ただし、リースの譲渡、資産および建設に要した費用の回収は認められます。ハーバライフの要求があった場合、「ディストリビューター」はその費用を証明する記録を提出しなければなりません。

6.9 ニュートリションクラブ名と看板

登録プロセスの一環として、ディストリビューターは、クラブを運営するための物理的な場所のリース、サブリ

ース、または購入を締結する前に、外部看板に関する計画内容の詳細をハーバライフに提出し、審査を受けなければなりません。

ディストリビューターが外看板を使用する場合、以下のことを行ってはなりません：

- 半径 40km 以内で同じ名称または類似の看板を使用すること。
- ハーバライフ製品が購入可能であることを暗示すること。
- 特定のグループ（地理的位置、ディストリビューター組織、ニュートリショ ンクラブ等）を示す看板を、フランチャイズまたはニュートリションクラブチェーンの一部と解釈されるような方法で使用すること。
- ハーバライフの知的財産、製品名またはブランドを使用すること。
- ハーバライフの知的財産、製品名、ロゴまたはブランドを使用すること。
- 「ビフォー＆アフター」の写真を掲載・表示すること。

これには、その場所当該施設がフランチャイズであると誤認される可能性のある外観上の一切の表示（外部から視認可能なものを含む）が含まれます。

第七章　海外におけるビジネス

7.1 事業開始をしていない国や地域における活動

ディストリビューターは、ハーバライフが事業開始を公式に発表していないいかなる国においても、ハーバライフに関わるいかなるビジネス活動を行ってはなりません。

7.2 製品の輸出禁止

ディストリビューターは、ある国から別の国へ製品を発送、販売、輸出、または頒布することはできません。適用法令に従い、ディストリビューターは、旅行中に個人的に消費する目的で、1 カ月につき 1,500 ボリュームポイントまでの製品を持ち運ぶことができます。

7.3 中国での活動

中国国内においてビジネスを行うことができるのは、中国人だけです。ディストリビューターは、個人消費目的であっても、ハーバライフ製品を中国国内に発送または持ち込むことはできません。

7.4 活動禁止の国と地域

ディストリビューターは、「活動禁止の国と地域」の住民であってはならず、または「活動禁止の国と地域」でハーバライフのビジネス活動を行ってはなりません。ディストリビューターは、以下のような個人または法人であると信じる理由がある者との間で直接または間接にハーバライフのビジネス活動を行ってはなりません：

(i) 活動禁止の国と地域の居住者、または活動禁止の国と地域で事業を営む者
(ii) 活動禁止の国と地域に居住する個人への販売に従事すること
(iii) 活動禁止の国と地域に所在する事業体または通常居住する個人によって所有または管理されていること
(iv) 米国財務省外国資産管理局が管理する特別指定国民リストに記載されている、または記載されている人物が所有または管理する個人、団体、組織。

第八章　行動規範

8.1 規則および法令遵守

ディストリビューターは、ハーバライフのビジネスを行うすべての市場において、人権、労働、雇用、安全衛生に関する法令を含む、適用されるすべての法令および規制ならびにハーバライフ規約を遵守しなければならず、また、他者にこれらに違反する行為を誘引又は助長促してはなりません。

ハーバライフ規約と法令との間に抵触が生じる場合には、法令が優先されます。

また、ディストリビューターは、ハーバライフのビジネスを行うにあたり、利用する第三者サービスの利用規約についても、これを遵守しなければなりません。

8.2 ハーバライフへの虚偽の無い提出とコミュニケーション

ハーバライフに提供されるすべての情報は、申請書、フォーム、領収書、連絡先情報、注文を含め、真実、完全、かつ期限内でなければなりません。

8.3 ハーバライフの評判およびイメージの維持

ディストリビューターは、ハーバライフの評判、イメージ、製品、知的財産、または信用を損なってはなりません。

8.4 嫌がらせ及び差別および不適切な行為

ハーバライフは、ハラスメント、違法な差別、不適切な行為を禁止しています。

8.4 競業避止

ディストリビューターは、独立事業主であり、他のディストリビューターと以下の事項に関して合意を形成してはなりません：

- ハーバライフ製品を販売する価格

- 販売する地域
- 販売方法
- 顧客、プレミアムカスタマーまたはディストリビューターの割り当て

第九章　管理規則

9.1 ディストリビューターシップ

9.1.1 **ディストリビューターシップ年間登録更新料**

ディストリビューターは、ハーバライフが行う情報処理やその他の手数料として、ディストリビューターシップ年間登録更新料（以下、年間登録更新料）を支払う必要があります。年間登録更新料は、ディストリビューターが支払わなければならず、他のディストリビューターが支払うことはできません。ディストリビューターが、最初の申請から 1 年を経過する日までに年間登録更新料を支払わなかった場合、ディストリビューターシップは終了します。ハーバライフは、ディストリビューターに対し、支払期限を郵送にて通知します。ハーバライフは、ディストリビューターに対し、支払期日を督促するよう努めますが、ディストリビューターは、支払期日までに年間登録更新料を支払う責任を負います。

ディストリビューター、シニア・コンサルタント、およびプロデューサーのディストリビュー ターシップ年間登録更新料は 1,276 円（税込）、スーパバイザー以上は 8,701 円（税込） です。

9.1.2 **ディストリビューターシップの年齢制限**

ハーバライフビジネスへの申請は 20 歳以上（学生は不可）の方に限ります。

*最低年齢要件は国によって異なります。その他の国の年齢要件については、コールセンターにお問い合わせください。

9.1.3 **配偶者、ライフパートナーの承認**

ディストリビューターは、ビジネスでのサポートや表彰*の目的で、配偶者またはライフパートナーをディストリビューターシップに追加することができます。

ディストリビューターは、記録上のディストリビューターであり続けます。ただし、ディストリビューターが配偶者またはライフパートナーと離別する場合、ディストリビューターの所有権または 権利に影響を与える可

能性があります**

* 例えば、ハーバライフイベントへの参加、新規ビジネスやマーケティングプランの達成に対する表彰が認められます。

** ライフパートナーとの離別、離婚、またはライフパートナーとの関係が解消され、ディストリビューターシップの法的または財政的な側面が争点となった場合、配偶者またはライフパートナーをアカウントに加えるか否かが現地の裁判所の判断に影響を与える可能性があります。

9.2 ディストリビューターシップの移転

9.2.1 **ディストリビューターシップの譲渡、販売、移転**

ディストリビューターシップのいかなる権利または持分の譲渡、売却または移転も、ハーバライフの単独かつ絶対的な裁量による事前の書面による同意がない限り認められません。

ディストリビューターは、本規約または法令を回避する目的でディストリビューターシップ を譲渡することはできません。ハーバライフは譲渡申請を承認した後に、元ディストリビューター（譲渡人）または譲渡人の配偶者もしくはライフパートナーが、本規約に違反する行為または活動に関与していることを知った場合は、 譲渡されたディストリビューターシップ に対して制裁を適用することができます。"

9.2.2 **売却、譲渡、移転はハーバライフディストリビューターではない個人のみ可能**

ディストリビューターシップ は、相続規則により認められる場合を除き、ディストリビューターでない個人にのみ 売却、譲渡または移転することができます。ハーバライフは、提案されたディストリビューター（譲受人）が無活動期間要件（無活動期間規定を参照）を満たしていない場合、譲渡申請を検討することはありません。

9.2.3 **ステータスと利益**

ディストリビューターの功績は個人的なものであり、売却、譲渡や移転が承認された場合でも、その達成されたステータスや利益がディストリビューターシップとともに移転するとは限りません。

譲渡を受けたディストリビューターは、譲渡または移譲が行われた後、全ての資格要件を達成する必要があるかもしれません。これには、スーパバイザーの地位、TAB チームの地位、バケーションの資格、その他個々のディストリビューター が有する権利を含みます。

9.2.4 **移転後の責任**

ディストリビューターシップ の譲渡後:

- 譲受人は、譲渡人または譲受人の配偶者もしくはライフパートナーが本規約に違反する行為を行った場合、譲渡人 または譲受人の配偶者もしくはライフパートナーが本規約に違反する行為を行った場合、譲渡人または譲受人の配偶者もしくはライフパートナーが本規約に違反するものとします。
- 譲渡の効力発生日から 6 カ月間 は、譲渡人および/または譲渡人の配偶者もしくはライフパートナーが行った、 譲渡人がまだディストリビューターであった場合に本規約に違反する行為は、譲受人による違反であるものとして取り扱われ るものとします。

9.3 離別、離婚、ライフパートナーとの関係解消

9.3.1 **新しいディストリビューターシップの開設方法**

ディストリビューターの配偶者またはライフパートナーが、離婚手続中または離婚もしくはライフパートナーとの関係解消直後にハーバライフビジネスの継続を希望する場合、ディストリビューターと配偶者/ライフパートナーはそれぞれ、元のディストリビューターのスポンサーの下で、新たに別のディストリビューターを開設しなければなりません。ハーバライフは、元のディストリビューター の購入特権を停止し、"アソシエーション "を通じて元のディストリビューターのビジネス活動を新しい別のディストリビューターに合算されます。(ライフパートナー関係の離婚および解消とハーバライフ セールス&マーケティングプラン参照)各ディストリビューターは、自らの事業において新しい ID 番号を使用しなければなりません。

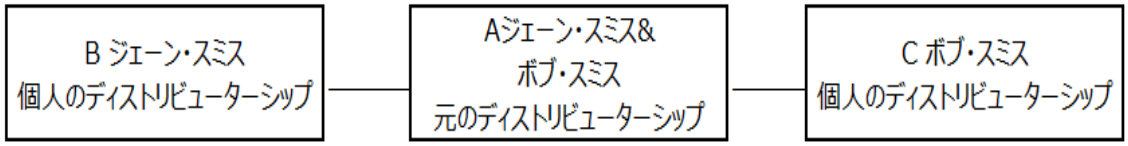

元のディストリビューターとそのダウンラインは、ディストリビューターと元配偶者/ライフパートナーの間で分割することはできません。例えば、ディストリビューターと元配偶者/元ライフパートナーがそれぞれ 50%ずつ所有するような「分割」はできません。

ハーバライフは、新しいディストリビューターシップを確立するために、以下の書類を受け取る必要があります：

婚姻関係を解消する場合

- 元のスポンサーが紹介者となっている新たに記入・署名したディストリビューターと配偶者の登録申請書および同意書
- 署名捺印の上、提出、受理された離婚届
- 離婚合意書もしくは最終離婚判決の写し
- ディストリビューターと配偶者が新たに記入し、新しい個人のディストリビューター登録番号が反映された TAB チームプロダクションボーナス同意申請書

ライフパートナー関係を解消する場合

・ディストリビューターおよびライフパートナーの申請書（最初のディストリビューターシップのスポンサーの署名のあるもの）

・ 両当事者による署名および公証されたライフパートナー関係解消フォーム。(両当事者が署名し公証したフォームを提出しない場合、関係が終了したことを示す裁判所命令が必要となります)

・ ディストリビューターとライフパートナーは、TAB チームレベルのディストリビューターシップの ID 番号を記載した TAB チーム プロダクションボーナス同意申請書 に新たに署名し、提出しなければなりません。

ディストリビューターが再婚した場合、またはライフパートナーを追加した場合、その配偶者またはライフパートナーは、ディストリビューターのビジネスをサポートし、かつディストリビューターの認知度を向上させるために、ディストリビューターの新しい別個のディストリビューターシップに追加することができます。

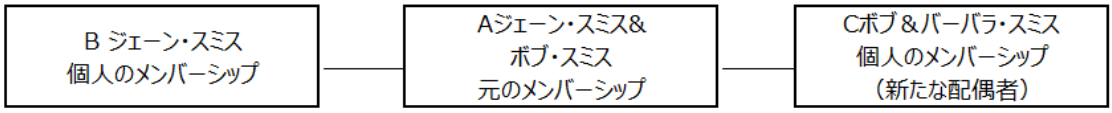

複数の解消または離婚の場合

ハーバライフは、離婚またはライフパートナー関係の解消したディストリビューター1 組のみを関連付けます。複数の離婚またはライフパートナー関係の解消の場合、離婚した配偶者または解消したライフパートナーは、別個のディストリビューターシップを設立することができますが、そのディストリビューターシップは関連性を有しません。

例えば、ボブとバーバラが離婚した場合、バーバラは元のディストリビュータースポンサーの下で新しいディストリビューター（「D」）を設立することができますが、そのディストリビューターはボブのディストリビューター（「C」）とは関連しません。

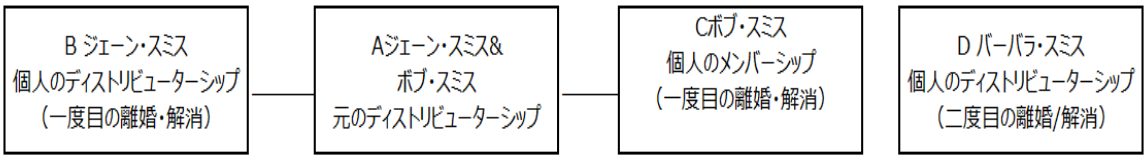

バーバラのディストリビューターシップ（「D」）のセールス＆マーケティングプランのレベルは、ディストリビューターシップ（「C」）で達成したビジネス活動に基づいて設定されます。 例えば、ディストリビューターシップ（「C」）のビジネス活動は GET チームレベルで達成されているため、バーバラの新しいディストリビューターシップ（「D」）は GET チームレベルで確立されます。

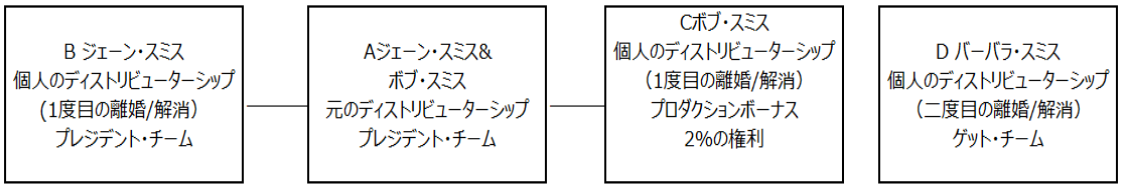

9.3.2 元のディストリビューターシップの修正要請

ハーバライフは、当初のディストリビューターシップを変更する要請を受け入れます。ハーバライフが裁判所の最終判決の認証謄本を受け取らない限り、全ての要請は両当事者の署名が必要です。

配偶者またはライフパートナーの名前の削除

ハーバライフは、当初のディストリビューターシップを変更する要請を受け入れます。ハーバライフが裁判所の最終判決の認証謄本を受け取らない限り、全ての要請は両当事者の署名が必要です。

ディストリビューターシップの記録から配偶者またはライフパートナーの氏名を削除するためには、記入済みの配偶者削除依頼書またはライフパートナー削除依頼書をハーバライフに提出し、ハーバライフがこれを受領しなければなりません。

支払口座の変更： 支払口座を変更するためには、記入済みの「指定振込口座依頼書」をハーバライフに提出し、ハーバライフがこれを受領しなければなりません。ハーバライフは、ライフパートナーへの支払いを変更する場合、ハーバライフが記入した「指定振込口座依頼書」に署名し、公証しなければなりません。元のディストリビューターの収入明細書は、元のディストリビューターのハーバライフ ID 番号でログイ

ンし、jp.MyHerbalife.com で確認することができます。

譲渡：ハーバライフは、ディストリビューターが元配偶者または元ライフパートナー以外の者にディストリビュー ターシップを譲渡する場合、配偶者削除依頼書またライフパートナー削除依頼書に必要事項を記入して提出しなければなりません。

譲渡されるディストリビューターシップが他のディストリビューターシップと関連している場合、譲渡されたディストリビューターシッ プは関連したままとなります。

ディストリビューターがそのディストリビューターシップを譲渡した後、新たなディストリビューターシップを設立することを 決定した場合、その新たなディストリビューターシップは、独立して運営されなければなりません：

- 新しいディストリビューターは、元のディストリビューターから独立して活動しなければなりません。

- 新ディストリビューターは、元のディストリビューターから独立して活動するものとします。セールス＆ マーケティングプランにおける昇格、ロイヤリティの上乗せ、プロダクションボーナスその他の収益は、新ディストリビューター の業績のみに基づいて決定されます。

9.3.3 他のスポンサーの下で活動を始める/ 別のディストリビューターシップで活動を始める場合

ディストリビューター、配偶者またはライフパートナーは、別のスポンサーの下で入会する場合、以下の必要書類をハーバライフに提出しなければなりません。

離婚の場合

- 新たに記入、署名したハーバライフディストリビューターシップ登録申請書および同意書。
- 署名され、認証された離婚、離別届。
- 解消申請書、和解同意書、最終離婚判決、もしくは裁判所からの夫婦共同体が終了を宣言する仮判決の写し。

ライフパートナー関係を解消する場合

- 新たに記入、署名したハーバライフディストリビューターシップ登録申請書および同意書。

・ 両者それぞれからの、署名され、認証された、ライフパートナー削除申請書（両者双方からの提出がない場合は、関係が解消されたことを示す裁判所命令が必要となります。）
加えて、ディストリビューター、配偶者またはライフパートナーは無活動期間の条件を満たしている必要があります。無活動の期間は、規約の無活動期間で述べられている期間、もしくはハーバライフに受諾された、裁判所からの書類の発行日のどちらか遅いほうを基準とします。

注：以前と異なるスポンサーの下で新たにディストリビューターシップを築く場合はハーバライフビジネスディストリビューターパックを購入し、以前のディストリビューターシップとは関連付けられず、特典は25%割引からスタートします。

＊ 届用紙、申請書はコールセンターにお問い合わせください。

9.3.4 **離婚やライフパートナー解消とハーバライフのセールス＆マーケティングプラン**

トータルボリューム ： 個々のディストリビューターシップには、元のディストリビューターシップからのボリュームポイントと、自分自身のボリュームポイントが合算されて（“ 関連付け”）支払われます。これにより、ロイヤリティ収入、資格認定、資格再認定、プロダクションボーナスが決定します。

ロイヤリティ収入はパーセンテージ報酬のため、元のディストリビューターシップのボリュームはそれぞれの個人のディストリビューターシップと合算され、さらにその独自のボリュームが加算されます。

元のディストリビューターシップのプロダクションボーナス報酬は、個人のディストリビューターシップの最も高い達成に基づき決定されます。

（例）

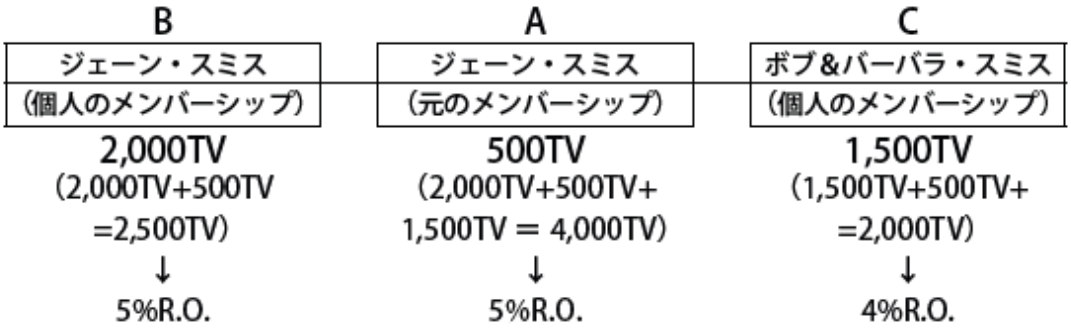

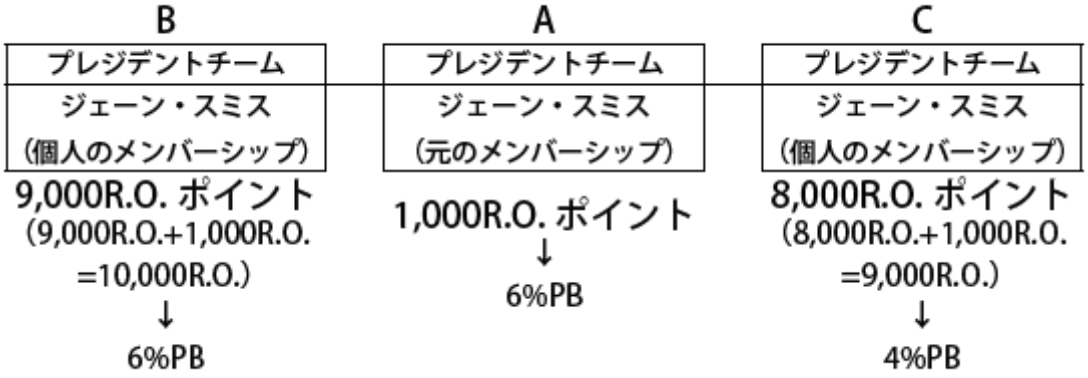

条件 ： それぞれ個人のディストリビューターシップは、10 カスタマールール、70%ルール、その他ロイヤリティ収入の獲得に必要な条件を満たす必要があります。また、スーパバイザーのステータスを有しているダウンラインのために、マッチングボリュームの条件に必要なだけのボリュームを満たしている必要があります。ダウンラインの有資格者のためにマッチングボリュームの条件を満たすことに便宜をはかり、移転後のディストリビューターシップには、一時的に元のディストリビューターシップの購入権利が与えられます。

表彰 ： それぞれのディストリビューターシップは、セールス＆マーケティングプランにおける自身の達成を表彰されます。元のディストリビューターシップは、表彰の対象ではありません。元のディストリビューターシップと、個人のディストリビューターシップがプレジデントチームのレベルに達した場合は、一人のダイヤモンドのみがアップラインプレジデントチームディストリビューターに与えられ、これにより、離婚やライフパートナー関係の解消とは関係のないディストリビューターにとっても、公平なダイヤモンドの割り当てを保ちます。個人のディストリビューターシップがダイヤモンドの資格を達成した場合は、そのディストリビューターシップのみがダイヤモンドステータスに昇格します。

イベント： イベントへの参加に関する規定は、各イベントによって異なります。宿泊施設、チケット、交通手段、その他イベントの詳細については、イベント資料を参照してください。

9.4 相続

死亡した会員のディストリビューターシップは、適用される法令法規、およびハーバライフの承認（不合理に留保されないものとする）を条件として、相続人に譲渡することができます。

ディストリビューターは、最大３つのディストリビューターシップ（自己のディストリビューターシップに加え、相続または遺言による遺贈により取得した他の 2 つのディストリビューターシップ）を所有し、運営することができます。相続または遺贈されたディストリビューターシップは、相続人個人に直接、または TAB チームレベルのディストリビューターシップの場合 は、相続人が所有する法人に譲渡することができます。

相続されたディストリビューターシップの無活動期間は、免除されます。

相続人は、ハーバライフが単独かつ絶対的な裁量によって定めるすべての書類を提出しなければなりません。

死亡したディストリビューターのディストリビューターシップの取消しは、ハーバライフまで直接申請する必要があります。

＊ 遺産計画および相続のために、ビジネス継続プログラムを利用することができます。 詳細は、コールセンターにお問い合わせいただくか、jp.MyHerbalife.com から入手可能な「ハーバライフディストリビューターシップ プランニングアヘッド」をご覧ください。

＊＊ 死亡による譲渡申請書は、コールセンターにお問合せください

＊＊＊ 相続または遺贈されたディストリビューターシップは、別個の事業体とみなされ、各ディストリビューターシップは、セールス＆ マーケティングプランに規定された事業活動、数量および報酬条件を満たす必要があります。

9.5 ディストリビューターの解約

ディストリビューターは jp.MyHerbalife.com のオンラインサービスセンターを通じて解約申請を送信、または署名済み解約届書面を提出することにより解約できます。解約はハーバライフが申請を受領受理した時点で有効になります。

9.6 製品の買い戻し

ハーバライフのビジネスをやめるディストリビューターは、いかなるときも、ハーバライフから 12 カ月以内に購入した未使用、未開封、再販売できる状態の製品、資料を返品することができます。
ハーバライフから直接購入したものでない製品に関しては、ディストリビューターは購入の証明を提出しなくてはなりません。ハーバライフは返送にかかる送料を負担します。購入時の配送料等は払い戻されません。

在庫の買戻しを希望するディストリビューターは、以下の条件を満たさなければなりません。
(1)製品の買戻しは、解約するディストリビューターに限り適用されます。再登録は受け付けられません。

(2)返品する製品は、未使用で、ハーバライフから 12 カ月以内に購入されたものでなければなりません。（製品販売者による誤解や強迫の影響のもとで消費された製品は例外とします。）ディストリビューターの責任でのみ生じた商品の紛失や破損製品については、買戻しの対象ではありません。そのような製品がハーバライフに返品された場合、その製品はディストリビューターに返送されません。

(3) ディストリビューターは「製品の買戻し依頼書」に記入し、ハーバライフに提出しなければなりません。解約するディストリビューターが希望した場合、ハーバライフから送付します。

(4)返金手続きは、製品の買戻し依頼書の受領日から 2 カ月以内に完了するものとします。

(5)ディストリビューターが提携ローンで製品を購入していた場合、提携ローンの手数料と製品代金は不足なく、期限内にハーバライフに支払われなければなりません。支払が完了しない場合は、ハーバライフは製品をディストリビューターに送り返す権利を有します。

（６）ディストリビューターは、解約手続きの完了後は買戻しの申請をできません。（ただし、登録から一年以内で解約の方の、引渡しを受けてから 90 日を経過していない未使用の製品に関してはこの限りではありません。）アップラインディストリビューターが解約希望者から直接製品を買い戻す場合は、双方の同意する条件に基づき、速やかに手続きを行ってください。

ハーバライフは、返品された製品の購入によって発生した、ロイヤリティ収入、卸売収入（コミッション）、プロダクションボーナス、その他の支払いや利益に関して、すでにディストリビューターに支払済みの場合は該当するディストリビューターに対し精算し、必要に応じて資格の調整も行います。

9.7 消費者への販売

ハーバライフはダイレクトセリングの会社です。その独立事業主であるディストリビューターが、ハーバライフ製品を直接消費者へ販売し、製品の指導や社交の場を提供しています。

9.8 支払いと清算

月間ロイヤリティ収入、プロダクションボーナス、その他ハーバライフ が与えるボーナスの資格を得るには、ハーバライフのは「セールス＆マーケティングプラン」やその他の印刷物やプロモーション資料で詳しく定義されている売上高、ロイヤリティポイントの条件を満たす必要があります。それに加え、これらの支払いを受けるためには、ハーバライフはお客様人数や製品流通の一定の条件を満たし、毎月、10 カスタマー/70%ルール申請書にて確定する必要があります.

＊10 カスタマー/70%ルール申請書は jp.Myherbalife.com にてご用意しています。

9.9 スポンサーラインの維持

9.9.1 **スポンサーの修正**

スポンサー修正を希望するディストリビューターは、「スポンサー修正申請書」に記入し、現在のスポンサーからの認定された「スポンサー修正に関する同意書」と、変更後のスポンサーから認定された承諾書とともに提出しなければなりません。スポンサーの修正は、以下の環境条件がすべて満たされた場合にのみ、検討されます。

- ディストリビューターシップ登録および同意書に記載されたスポンサーシップの詳細に誤りがあった場合。
- 変更申請日が現在のディストリビューター登録申請書をハーバライフが受領してから 90 日以内である場合。
- 現スポンサーと新スポンサーが同じ系列である場合。
- 現ディストリビューターシップがスーパバイザーのレベルに達していない場合。
- 申請を行うディストリビューターが、まだ他のディストリビューターをスポンサーしていない場合。

「スポンサーシップ修正申請書」および「スポンサーシップ修正に関する同意書」は、コールセンターにお問い合わせください。ハーバライフが申請を検討するためには、これらの書式およびその他全ての指定書類をコールセンターに提出しなければなりません。公証の代わりに、各ディストリビューターは、ハーバライフの記録に記載されているメールアドレスを使用して、完成済みかつ署名済みの書類を個別に CallCenterJapan@herbalife.com 宛にメールで提出することができます。
ベトナムの場合、すべての申請書類は公証が必要です。公証なしでメール提出されたものは受理されません。

9.9.2 スポンサーの変更申請

マルチレベルマーケティングの基本原理である系列の完全性を守るため、スポンサーシップの変更は認められていません。非常に例外的な環境下にある場合にのみ、特例としてハーバライフ が認めることがあります。

ディストリビューターは、現在のアップラインプレジデントチームの組織内でのみスポンサー変更を申請できます。スポンサー変更を希望するディストリビューターは、まずアップラインに相談し、状況を精査する必要があります。

その後、ディストリビューターがスポンサー変更を希望する場合は、公証済み「スポンサー変更申請書」と、現在のスポンサーおよびアップラインのすべてのロイヤリティ収入およびプロダクションボーナス有資格者（7%プロダクションボーナスを受け取っているアクティブなプレジデントチームメンバーを含む）からの公証済み「スポンサー変更同意書」を提出する必要があります。

さらに、ハーバライフは変更後のスポンサーから公証済み「スポンサー変更承諾書」を受け取る必要があります。

現在のスポンサーと変更を希望するスポンサーが同じアップラインスポンサーを共有し、かつ両者が販売およびマーケティングプランの下で同等のチームステータスおよび収入レベルにある場合、変更を希望するディストリビューターは、現在のスポンサーの公証済み「スポンサー変更に関する同意書」を、また変更を希望するスポンサーから認定された承諾書を受け取る必要があります。

ハーバライフが変更を認めた場合、申請しているディストリビューターは、今のダウンラインディストリビューター及びプレミアムカスタマーを維持することができません。

スポンサー変更申請が認められなかった場合、ディストリビューターは登録を解約し、無活動期間の条件を遵守した上で、別のスポンサーの下、ハーバライフのディストリビューターシップに再登録申請できます。

*「スポンサーシップ修正申請書」および「スポンサーシップ修正に関する同意書」は、コールセンターにお問い合わせください。ハーバライフが申請を検討するためには、これらの書式およびその他全ての指定書類をコールセンターに提出しなければなりません。
公証の代わりに、各ディストリビューターは、ハーバライフの記録に記載されているメールアドレスを使用して、完成済みかつ署名済みの書類を個別に CallCenterJapan@herbalife.com 宛にメールで提出することができます。
ベトナムの場合、すべての申請書類は公証が必要です。公証なしでメール提出されたものは受理されません。

9.10 施行手続き

規則は、ハーバライフの機会とブランドを保護します。違反は、ハーバライフ、ハーバライフ製品、およびディストリビューターに対する規制当局、メディア、 および一般大衆の意見に悪影響を及ぼす可能性があります。ルール違反の多くは、ディストリビューターに対し、ルールと適切なビジネス慣行について教育することによって解決されるかもしれませんが、ルール違反がより厳しい罰則に値する場合もあります。

ディストリビューターにおいては、ハーバライ フとそのディストリビューターの信用と評判を守るため、規則違反の疑いを速やかにハーバライフに報告することを強く推奨しています。ハーバライフは、通常、ディストリビューターが違反を知った時、または知り得た時から 1 年以内に提出された苦情にのみ対応しますが、いつでも調査を行う権利を留保します。

* ハーバライフによる本規約の施行は、利益、営業権、または派生的損害の損失に対する補償を支払う責任を生じさせるものではありません。

9.10.1 **申立手続**

違反の疑惑がある場合、ディストリビューターは「違反申立書」によって報告しなければなりません。

記載すべき内容は、申立ての内容とその申立てを裏付ける事実詳細です。「違反申立書」は署名され、報告者のディストリビューター登録番号が明記されていなければなりません。

* 本書式は、コールセンターを通じて、または jp.MyHerbalife.com にアクセスして入手することができます。

** 事実の詳細には、関係者の氏名、住所、電話番号、日時、場所等の記載が必要です。

9.10.2 **審理**

ハーバライフがその独自の絶対的裁量により情報がその申立てを指示するに足りると判断した場合は、ハーバライフの代理人がその申立てを受けているディストリビューターに接触し、ディストリビューターに発言の余地を与えます。

一定の状況下においては、審理の期間中ディストリビューターシップに対し制約を敷く必要が出ることもあります。これらの制約にはハーバライフのイベントへの参加禁止、それに加え以下に対する停止、拒否の処置が含まれます。

- 購入権利
- ロイヤリティ収入の支払い
- TAB チームプロダクションボーナス
- 賞品や利益（例；バケーション、ピン、など）
- ハーバライフ主催のトレーニングセミナー、またはその他のミーティングでのスピーチ
- 申請中の資格獲得
- 自身をハーバライフ ディストリビューターと称する権利

ハーバライフ は違反したディストリビューターの氏名、違反内容、与えられた罰則を公表する権利を有します。

9.10.3 **制裁**

規約の違反は、ハーバライフが訴訟または規制当局から異議申立てを受ける結果にもなり得、すべてのディストリビューターのビジネスを危機にさらすことにもなりかねません。
この理由により、制裁措置はやむを得ません。ハーバライフは単独かつ絶対的裁量により、違反内容や実際のもしくは招き得た結果を踏まえ、以下を含む適切な制裁措置を決定します。

- すべてのディストリビューターの権利、特典の停止

- 経済的制裁
- ハーバライフの訴訟費用、弁護士費用の弁済
- ハーバライフイベントへの参加および発言の禁止
- 年次マーク・ヒューズボーナスプログラムへの参加資格取消
- プロダクションボーナスプログラムへの参加資格取消
- ラインの永久喪失
- ボリューム及び／または収益の調整
- ディストリビューターシップの終了（以下の“ディストリビューターシップの終了“項目参照）

ハーバライフは、他のディストリビューターが違反行為を幇助、奨励または加担したと判断した場合、当該ディストリビューターに対しても、当該違反行為の責任を問うことができます。

9.10.4 **再審の請求（ディストリビューターシップの停止に関わらない場合）**

ディストリビューターは、ハーバライフの決定から７日以内であれば、再審の請求を提出することができます。再審請求には、ディストリビューターは考慮されるべきと思われる追加情報を提出し、同時にその情報が最初の審理の時に提供されなかった理由を弁明しなくてはなりません。再審の請求が７日以内に提出されなかった場合は、その請求は却下されますが、ハーバライフは、７日の期間を過ぎても、その単独かつ絶対的裁量において提出された証拠を検討する権利を有します。

9.10.5 **ディストリビューターシップの終了**

ハーバライフは、ディストリビューターが規約に違反した場合はその単独かつ絶対的裁量によりディストリビューターシップを終了させることができます。

ディストリビューターシップが終了日は、ハーバライフがディストリビューターに与える、書面による通知に記載された日となります。それと同時に、ディストリビューターシップ終了の結果として、ディストリビューターはハーバライフに対し要求する権利を失います。

ディストリビューターシップの終了後、ディストリビューターは以下の事項をすることはできません
- ディストリビューターとしてのビジネス活動に従事する
- インディペンデントハーバライフディストリビューターと称する
- ハーバライフの商号、ロゴ、商標およびその他の知的財産を使用する
- ハーバライフのトレーニング、ミーティング、イベント、プロモーションに、ディストリビューターとして、または

ディストリビューターの配偶者やゲストとして参加する

* ディストリビューターシップの終了とは、ディストリビューターシップを完全に解消し、ハーバライフビジネスを行う権利が消滅することを意味します。これには、ディストリビューターがディストリビューターシップから今後収入を得る権利の消滅も含まれます。

** これらの禁止事項は、規約違反の可能性があるとして調査を受けている間に、ハーバライフから退会したディストリビューターにも適用されます。

9.10.6 **ディストリビューターシップ終了への抗議**

ディストリビューターは、ハーバライフのディストリビューターシップ終了の決定から 15 日以内であれば、再審の請求を提出することができます。再審請求には、ディストリビューターは考慮されるべきと思われる追加情報を提出し、同時にその情報が最初の審理の時に提供されなかった理由を弁明しなくてはなりません。再審の請求が 15 日以内に提出されなかった場合は、その請求は却下されますが、ハーバライフは 15 日の期限を過ぎても、その単独かつ絶対的裁量において提出された証拠検討する権利を有します。

抗議は、営業部、ディストリビューターリレーション、法務部の各部門から指名された代理人からなる委員会によって再調査されます。（“再調査委員会”）委員会の過半数の賛成によって、その真偽が問われている違反に対し、ディストリビューターシップ停止の再判断、ディストリビューターシップの回復もしくは罰則の変更の決定を下します。ディストリビューターシップ終了の再調査においては、再調査委員会がその問われている 違反が重大であるかどうかを審議します。 この判決は利益または信頼の損失に対する賠償責任をもたらすものではありません。

9.11 その他の法規定

以下の「本契約」とは、ディストリビューターとハーバライフとの間の本申請および契約関係全体を意味します。

9.11.1 **損害補償**

適用法が認める最大限の範囲において、ハーバライフまたはディストリビューターは、いかなる法理論または衡平法上の理論に基づく、付随的、派生的、懲罰的損害について、いずれの当事者がかかる損害

の可能性を認識していたか否かに関わらず、他方に対して責任を負わないものとします。

9.11.2 **権利放棄と遅延**

ハーバライフは、その単独かつ絶対的裁量において、いかなるディストリビューターに対しても、規則違反または本契約 のその他の違反に対処することができます。ハーバライフが本契約に基づくいかなる権利、権限またはオプションを行使せず、又は拒否し、怠ったとしても、いかなるときも、本契約における条項の放棄又は本契約上のハーバライフの権利の放棄にはあたりません。

9.11.3 **法における分離**

本契約のいずれかの条項が、何らかの点において無効、違法、または執行不能であることが判明した場合、当該条項は本契約から切り離されるものとし、本契約の残りの部分には影響を及ぼさないものとします。さらに、本契約の一部として、切り離された規定と可能な限り類似した、合法的で有効かつ強制力のある規定が自動的に追加されるものとします。

9.11.4 **法と管轄の選択**

本規約に関する、またはハーバライフとディストリビューターとの間に生じた紛争は、法の原則に反するか否かに関わらず、日本の実体法に準拠します。

かかる紛争は、日本国東京地方裁判所を専属管轄裁判所とし、そこでの司法手続によってのみ解決されるものとします。

9.1.6 **メンバー同士の賠償請求**

ハーバライフは、他のディストリビューターの行為、不作為、表明または文言の結果としてディストリビューターが直接的または間接的に被った費用、損失、損害または経費について、いかなるディストリビューターに対しても責任を負いません。

9.12 個人情報とデータの保護

他に特定の指示がない限り、ハーバライフは、「個人情報」（例えば、ディストリビューター氏名、郵送先住所、市名、郵便番号、電話番号、電子メールアドレス、クレジットカード番号、または銀行情報など）を、収集、使用及び共有することがあります。それらに関するプライバシーポリシーは https://www.ハーバライフ.co.jp/footer-pages/privacy-policy/をご確認ください。

マルチレベルマーケティング独自の性質のため、ディストリビューターは、他者の個人情報をハーバライフから直接提供されることがあります。例えば、ダウンラインの他のディストリビューターやプレミアムカスタマーの情報、ハーバライフ製品やサービスに興味のある顧客や紹介を受ける人、または当社のオンラインプロパティやモバイルアプリケーション（以下、これらを総称して「サイト」といいます。）を使用する個人などです（ダウンラインの組織は、特定のディストリビューターが個人的にスポンサーしたすべてのディストリビューターおよびプレミアムカスタマーと、それらのディストリビューターが同じように個人的にスポンサーしたすべての人々で構成されます。）。ハーバライフより個人情報を提供されたディストリビューターは、それらの情報を厳密に保持し、機密を守らなければなりません。ディストリビューターは、当人から他の目的で使用することの同意を得ている場合を除き、これらの個人情報を、ダウンラインや顧客、紹介される人と、ハーバライフビジネスの関係を発展させること以外に使用することはできません

ハーバライフがディストリビューターと情報を共有する方法の一つは、リネージレポートです。これらのレポートには、ダウンラインの他のディストリビューターやプレミアムカスタマーに関する情報（名前や連絡先、ハーバライフ ID ナンバー、レベルやステータス、ボリュームポイント、販売数値などのビジネス指標）が含まれています。リネージレポートは、ディストリビューターをサポートしてハーバライフビジネスをさらに発展させることのみを目的として、極秘に提供されます。リネージレポートそのものと、そこに含まれるすべての個人情報および他のデータは、ハーバライフの所有する独占機密情報です。ディストリビューターは、自身がスポンサーした他のハーバライフディストリビューターや顧客、プレミアムカスタマー、またはその顧客の機密情報、個人情報、集計情報を収集または頒布することはできません。ただし、ダウンラインに関するもので、ハーバライフビジネスを促進し、ダウンラインを管理し、動機づけ、訓練することを目的とする場合を除きます。

ディストリビューターは、顧客からの連絡先やお支払い情報を受け取り、製品注文を処理する場合など、直接または他の方法で個人情報を収集することもあります。ディストリビューターは、ハーバライフビジネスと関連して（ハーバライフからまたはその他の方法で）取得したすべての個人情報に関して、国際間におけるデータ転送に関わる制限を含む、適用されるプライバシーおよびデータ保護に関する法律を遵守しなければなりません。ディストリビューターは、個人情報を収集する場合、または収集した個人情報をハーバライフと共有する場合、適用される法律において必要とされるすべての同意を取得することに同意します。さらに、受け取ったすべての個人情報の機密を維持することは、ディストリビューターの責任です。

9.13 定義

登録申請書：ハーバライフのディストリビューターシップ登録申請書および同意書

アソシエーション：離婚、ライフパートナー関係の解消における、元のディストリビューターシップのボリュームと離別後のそれぞれのディストリビューターシップのボリュームの組み合わさったもの。支払金額の割合計算に使用されます。

ビジネスツール：ハーバライフが作成していないセールスエイド

クラブ：ニュートリションクラブ

顧客：プレミアムカスタマーと小売顧客

ディストリビューター：ハーバライフのディストリビューターシップ登録申請書および同意書が受理され、ハーバライフに登録された個人

ディストリビューターシップ：独立事業主としてのハーバライフのビジネス活動

年間登録更新料：ディストリビューターシップ年間登録更新料

ハーバライフ知的財産：ハーバライフ の著作権のある資料、商標、商号、トレードドレス、企業秘密を含みます。

ハーバライフ製品：ハーバライフが販売する全ての製品、およびこれらの製品を使用してディストリビューターが準備するもの。

HDP:ハーバライフビジネスディストリビューターパック

リード：ハーバライフ製品またはハーバライフのビジネス機会の見込み客。

ライフパートナー：ハーバライフ のディストリビューターから、「ライフパートナー申請用紙」の記入、提出によって、そのディストリビューターのライフパートナーとして申請された方。

マテリアル：ハーバライフが作成した印刷物やセールスエイド

再調査委員会：ディストリビューターシップ停止判決に対する抗議において再調査する委員会です。営業部、ディストリビューターリレーションコールセンター部、法務部の各部門から指名された代理人からなる委員会。

規約と規定：ハーバライフが随時発行するハーバライフディストリビューター規則、ポリシー、および勧告

セールス＆マーケティングプラン：ディストリビューターが達成すべき具体的なマイルストーンと利益を概説したもの

スポンサー:ハーバライフのビジネスとプレミアムカスタマープログラムに個人を招待するディストリビューター

譲受者：ディストリビューターシップを移転、譲受したディストリビューター

譲渡者：他のディストリビューターに移転したディストリビューターシップの元所有者